

# インボイス制度への対応について

地域漁業学会は、非営利団体として免税事業者となっております。  
免税事業者は、インボイス登録の必要がありません。よって、適格請求書（インボイス）を発行できる適格請求書発行事業者ではありません。また、年会費は消費税の対象外（不課税）となります。その他の大会参加費等につきましては、免税事業者のため、消費税が発生しません。

地域漁業学会事務局